

令和8年度第G-1号 (仮称) 新設特別支援学校設計業務委託にかかる質問と回答 (その3)

令和8年5月22日

番号	質問	回答
1	第二次審査におけるプレゼンテーションについて(3)の(エ)プロジェクターによるプレゼンテーションとし、「『提出資料のみによる説明』との記載について、提出済み技術提案書(PDF)に含まれる図・写真を、内容変更を伴わない範囲で拡大表示(ズーム)して説明することは差し支えないでしょうか。」	可とします。
2	「地盤調査は現時点で実施済みでしょうか。未実施の場合、実施予定時期(概ねで可)をご教示ください。また、予定が未定の場合、提案時に調査時期を工程(スケジュール)内に織り込んで提案することは可能でしょうか。」	未実施です。設計者が確定した後に発注予定です。調査時期を工程に織り込んで提案することは可とします。
3	「敷地の現況図(敷地境界線入り)および、整備イメージ平面等の資料について、可能であればCADデータ(DWGまたはDXF)でご提供いただくことは可能でしょうか。」	現時点ではCADデータの提供はありません。
4	「市街化調整区域における開発計画について、現時点で想定されている平面構成および車両乗入口の位置は、原則として変更不可(前提条件として固定)と考えてよろしいでしょうか。それとも、提案内容に応じて配置・乗入口位置を見直し、開発許可申請(または関係手続き)の変更を行うことが可能でしょうか。」	原則変更不可とします。 (質問と回答(その2)質問9の回答参照)
5	「実施設計成果品として『計画通知』の記載がありますが、本業務範囲は計画通知用の申請図書作成(提出可能な一式の作成)までと理解してよろしいでしょうか。また、計画通知の提出手続きおよび通知取得(受理・交付)については、契約後の工程として、着工までのスケジュール内で発注者側手配/別途業務という整理でよろしいでしょうか。」	本業務に計画通知の提出手続きおよび通知取得を含みます。なお申請手数料は別途とします。

6	<p>様式1 参加表明書、様式1-1 誓約書については、代表者の押印が必要との認識で間違いないでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
7	<p>様式4に記載の同種業務・類似業務について、基本設計と実施設計が1契約ではなく別契約の場合、基本設計、実施設計を1業務として記載し、証明書類として2契約分の資料添付で問題ないでしょうか。または、実施設計業務のみの記載となりますでしょうか。</p>	<p>実施設計業務のみを対象とし記載願います。</p>
8	<p>公募型プロポーザル説明書の「2. 参加表明書の提出について (1) 参加表明書の提出方法 エ」に「無記名の写し10部」と記載がありますが、「イ提出書類」の全ての書類が必要でしょうか。必要な場合、様式1については、提出者、称号又は名称、担当連絡先の無記名、様式1-1は、提出者の無記名でよろしいでしょうか。</p>	<p>「無記名の写し10部」は「提出書類」のすべての書類が必要です。 なお、無記名の写しは提出書類全てにおいて社名（共同企業体名）・氏名等、特定されるものを無記名としてください。 また、実績の証明として添付する契約書および図面等についても、社名・氏名等、特定されるものを塗りつぶして提出してください。 PDFデータは記名したデータを保存して提供ください。</p>
9	<p>実施設計の成果品として「計画通知」の提出が求められていると理解していますが、スケジュールがタイトなため、提出先を守山市ではなく民間の指定確認検査機関（民間申請機関）とすることは可能でしょうか。</p>	<p>民間でも可とします。なお委託契約後に協議とします。</p>
10	<p>設計概要書1Pに、設計図書等の最終提出期限を「業務委託期限または業務委託期間終了の4か月前とする」とありますが、この「4か月前」とされている趣旨をご教示ください。 発注者による内容確認（検査）や差戻し対応、庁内手続き等の期間を見込んだもの、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>

11	<p>「新特別支援学校の整備について（滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課）」に掲載されている配置図および各階平面図は、基本計画として既に確定した計画（大きな配置変更や計画変更は想定されない）と理解すべきでしょうか。</p> <p>それとも、現時点では参考案（たたき台）であり、今後の設計協議の中で変更の可能性のあるものとして捉えてよろしいでしょうか。</p> <p>変更が可能な場合は、変更の許容範囲（配置、階構成、主要諸室の配置等）の考え方についてもご教示ください。</p>	<p>建物内の配置、階構成、主要諸室の配置等について変更可能。質問と回答（その2）問9および10の回答に準じていれば可とします。</p>
12	<p>様式5の実施方針・実施フロー・工程表において「過去15年間の同種または類似業務の実績に該当しない特別支援学校の設計～の実績がある場合」とあります特別支援学校（学校）と療育センター（病院）が複合用途として1棟となっている場合は実績面積としては、全体面積と合わせて特別支援学校部分の面積を併記する表現でよろしいでしょうか？例えば全体面積15,000㎡（特別支援学校部分は5,000㎡）など</p>	<p>可とします。</p> <p>なお、特別支援学校部分の面積が分かる資料も提出願います。</p>
13	<p>様式4の業務実績について、1契約に2校の設計が含まれており、全体契約の期間は完了していないものの、2校のうち1校の設計が完了しており、計画通知の提出、確認済証が発行されている場合、その学校の実績は同種・類似業務として提示して問題ないでしょうか。</p>	<p>公告の日の前日までに当該部分について発注者の検査を受け、委託として完了した（部分完了）ことが分かる書類の提出があるものは可とします。</p> <p>部分引渡日等が記載された契約書・仕様書のほか、部分完了届の写しを用いて完了が分かるようにしてください。なお確認済証の交付の有無は問いません。</p>
14	<p>説明書P5 3(4)ウ 過去15年間の同種または類似業務の実績（様式4）</p> <p>「基本設計および実施設計、または実施設計のみの業務を対象とし、基本設計のみの業務は対象外とする」との記載がありますが、実施設計のみの業務でも基本設計および実施設計の業務と同一の評価(点数)と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
15	<p>説明書P5 3(4)ウ 実施方針・実施フロー・工程表（様式5）</p> <p>「過去15年間の同種または類似業務の実績に該当しない特別支援学校の設計（新築…）の実績がある場合は、実績の概要（構造…）を記載し、培った知見を、どのように活かせるか様式5で求める内容に記述すること。」とありますが、様式4で記載した実績による培った知見の内容の記述でもよろしいでしょうか。</p>	<p>特別支援学校の設計実績であれば可とします。</p>

16	<p>説明書P6【第一次審査の評価項目ならびに判断基準】</p> <p>2. 予定技術者の経験および能力 業務執行技術力 「同種または類似業務に管理技術者、担当主任技術者または担当技術者として従事した実績がある場合は加点する」との記載がありますが、従事した立場の違いによって加点点数が変わることなく、同一の加点と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
17	<p>様式5 実施方針・実施フロー・工程表について、質疑回答より枠線の削除および、枠線の拡大は可とございますが、縦書きを横書きとして提出はよろしいでしょうか。</p>	<p>横書きも可とします。</p>
18	<p>プロポーザル説明書、3. 技術提案書の提出について、(4)ウ. 技術提案書等の内容に関する留意事項(実施方針・実施フロー・工程表 様式5)に記載のごぞます過去15年間の同種または類似業務の実績に該当しない特別支援学校の設計（新築、増築（増築する部分に限る）または改築工事の建築設計）の実績がある場合とは、例えば、管理技術者が、現在とは別事務所在籍時の案件を記載（構造・階数・延べ面積）・本案件にどのように活かせるか記載はよろしいでしょうか。</p>	<p>現在とは別事務所在籍時の案件は評価の対象とはしません。</p>
19	<p>2. 参加表明書の提出について (1)エ 提出部数：正本1部、写し1部、無記名の写し10部、PDFデータ一式とありますが、無記名の写しは提出書類すべてにおいて、社名（共同企業体名）、氏名等、特定されるものを無記名としたものでしょうか。実績の証明として契約書などを添付しますが、それについても社名などを塗りつぶして提出という事でしょうか。また、PDFデータは記名したもので宜しかったでしょうか。</p>	<p>無記名の写しは提出書類全てにおいて社名（共同企業体名）・氏名等、特定されるものを無記名としてください。また、実績の証明として添付する契約書および図面等についても、社名・氏名等、特定されるものを塗りつぶして提出してください。 PDFデータは記名したデータを保存して提供ください。</p>
	<p>—以下余白—</p>	<p>※上記で質問に対する回答は完了※</p>